

平成 19 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 今 仙 電 機 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 増 谷 修
(コード番号 : 7266 東証・名証第一部)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 澤 慶 文
T E L 0 5 6 8 6 7 1 2 1 1

第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 19 年 10 月 3 日 (水) 開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、発行価額(額面 100 円につき金 100 円) と異なる価格(発行価格、額面 100 円につき金 102.5 円) で一般募集を行います。

記

- 1 . 社 債 の 名 称 株式会社今仙電機製作所
130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換価額下方修正条項および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。)
- 2 . 社 債 の 総 額 金30億円
- 3 . 各 社 債 の 金 額 金100万円
- 4 . 社 債 の 発 行 と そ の 形 式 本社債につき新株予約権付社債券(以下「本社債券」という。) を発行するものとし、本社債券の形式は無記名式に限り、記名式にすることを請求することはできない。
- 5 . 社 債 の 利 率 本社債には利息を付さない。
- 6 . 社 債 の 払 込 金 額 本社債額面100円につき金100円。
- 7 . 社 債 の 発 行 価 格 本社債額面100円につき金102.5円。
- 8 . 償 還 金 額 本社債額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還する場合は第14項第(3)号乃至第(5)号に定める金額による。
- 9 . 償 還 期 限 平成24年11月1日
- 10 . 申 込 期 間 平成19年10月18日から平成19年10月22日まで
申込期間については、上記のとおり内定しているが、平成19年10月15日(月) から平成19年10月17日(水) までのいずれかの日(以下「転換価額等決定日」

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

という。)において正式に決定する。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は、最長で平成19年10月12日(金)から平成19年10月17日(水)までを予定しており、申込期間が最も繰り上がった場合は、平成19年10月16日(火)から平成19年10月18日(木)までとなる。

11. 分割譲渡の禁止

本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

12. 物上担保・保証の有無

本社債には物上担保または保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

13. 社債管理者

株式会社三菱東京UFJ銀行(代表)

株式会社三井住友銀行

14. 償還の方法および期限

(1) 本社債は、平成24年11月1日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(6)号に定めるところによる。

(2) 本社債を償還すべき日(本項第(3)号乃至第(5)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為(本号に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号に定義する。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、本号に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号乃至に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還しなければならない。

組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号に定義する。)および償還日に応じて本の表(本社債の額面金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

なお、下記表中の数値は、平成19年9月25日(火)現在における見込みの数値であり、転換価額等決定日(平成19年10月15日(月)から平成19年10月17日(水)までのいずれかの日)に開催予定の取締役会において、当該取締役会において同時に決定される転換価額、当該時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティおよびその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ						
	70.00	80.00	90.00	100.00	110.00	120.00	130.00
平成19年11月1日	93.80	96.97	100.99	106.09	112.50	120.44	130.00
平成20年11月1日	96.23	99.31	102.87	107.33	113.18	120.70	130.00
平成21年11月1日	99.15	104.18	105.08	106.01	111.76	120.13	130.00
平成22年11月1日	96.04	97.76	100.82	105.48	111.91	120.17	130.00
平成23年11月1日	97.73	98.65	100.93	105.15	111.54	120.06	130.00
平成24年10月31日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(第15項第(7)号に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第15項第(9)号、第(11)号、第(12)号または第(16)号に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本 および本項第(4)号において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、終値が発表されない日を含まない。

参照パリティまたは償還日が本号の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

- (イ) 参照パリティが本号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または償還日が本号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。
- (ロ) 参照パリティが本号の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- (ハ) 参照パリティが本号の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ただし、組織再編行為償還金額は、額面金額の130.00%を上限とし、本号 の表および本 (イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130.00%を超える場合には、組織再編行為償還金額は額面金額の130.00%とする。また、組織再編行為償還金額は、額面金額の100.00%を下限とし、本号 の表および本 (イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100.00%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は額面金額の100.00%とする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

- (イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (ロ) 吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (ハ) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社
- (ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- (ハ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける会社

当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) 上場廃止等による繰上償還

(イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し（ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けにかかる決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から15日目以降45日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号 に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還しなければならない。

上場廃止等償還金額は、本項第(3)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第15項第(9)号、第(11)号、第(12)号または第(16)号に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

本号 および にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から90日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる90日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から15日目以降45日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還しなければならない。

当社が本項第(3)号および本号の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(3)号の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前に本号 に基づく公告が行われた場合には、本号の手続が適用される。

当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消することはできない。

(5) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。)にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、平成20年12月1日以降いつでも、当該取引日の最終日から15日以内かつ当該償還期日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告したうえで、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(当該基準日が取引日でない場合は、その直前の取引日。以下本号において同じ。)の3取引日前の日から当該株式分割等の基準日(当日を含む。)までの4取引日についての本条項の適用にあたっては、第15項第(11)号 の規定にかかわらず、当該各取引日の30日前の日における当社の発行済普通株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)を既発行株式数として、当該株式分割等により発行されることとなる株式数を発行・処分株式数(ただし、当社普通株式の分割を行う場合は、当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を除く。)として、第15項第(10)号の時価下発行による転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって、当該各取引日に適用ある転換価額とする。この場合の償還金額は本社債の額面100円につき金100円とする。

当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消することはできない。

(6) 前3号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

は、本社債の償還により第15項第(4)号に従って本新株予約権が行使できなくなることによりその全部が消滅する。

- (7) 当社は、発行日の翌日以降いつでも本社債を買入れることができる。かかる買入れを行った場合には、当該本社債に係る社債部分を消却するものとし、この場合において当該本社債に係る本新株予約権については第15項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

15. 新株予約権の内容

- (1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計3,000個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使の時に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成19年12月3日から平成24年10月31日(第14項第(3)号、第(4)号または第(5)号に定めるところにより、平成24年10月31日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。ただし、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(本項第(24)号に定めるところにより、承継会社等の新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。)は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には必要な事項をあらかじめ書面で社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の30日前までに必要な事項を公告する。

- (5) 新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

- (6) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

- (7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

転換価額は、未定。ただし、転換価額は本項第(9)号乃至第(16)号に定めるところに従い修正

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

または調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。

当初の転換価額は、転換価額等決定日（平成19年10月15日（月）から平成19年10月17日（水）までのいずれかの日）に開催予定の取締役会において決定する。なお、当初の転換価額は、転換価額等決定日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に1.05～1.07を乗じた価格を仮条件とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号記載の資本金等増加限度額から本号 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 転換価額の下方向修正

当社は平成21年11月13日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号 に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

本号 の規定にかかわらず、本号 により修正された金額が、当初の転換価額の80パーセントを下回る場合には、当該80パーセントに当たる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第(10)号乃至第(16)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなすものとする。

本号 および により修正された転換価額は、平成21年12月14日（以下この日を本項において「効力発生日」という。）以降、これを適用する。

決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(10)号乃至第(16)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本号 乃至 による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(10) 当社は、本社債の発行後、本項第(11)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

(11) 時価下発行による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(15)号 に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

株式分割等をする場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(15)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものととして本 を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券(権利)または新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

または当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

本号乃至の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については本項第(22)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (12) 当社は、本社債の発行後、本項第(13)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (13) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に開催予定の取締役会において決定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に16を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る本に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本に定める事業年度および比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成20年3月31日に終了する事業年度 1.20

平成21年3月31日に終了する事業年度 1.44

平成22年3月31日に終了する事業年度 1.73

平成23年3月31日に終了する事業年度 2.07

平成24年3月31日に終了する事業年度 2.49

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(14) 時価下発行による転換価額調整式および特別配当による転換価額調整式（以下、本号および本項第(15)号において「転換価額調整式」という。）により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(15) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、時価下発行による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(11)号の場合は基準日）または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(11)号または第(16)号に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、時価下発行による転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(16) 当社は、本項第(11)号および第(12)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

(17) 本項第(9)号乃至第(16)号に定めるところにより転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前の転換価額または調整前の転換価額、修正後の転換価額または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。この場合の公告の方法

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

は、第29項に定める。

(18) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第34項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(19) 本新株予約権の行使請求取次事務は、第35項に定める行使請求取次場所（以下「行使請求取次場所」という。）においてこれを取り扱う。

(20) 本新株予約権の新株予約権者が本新株予約権を行使するときは、当社の定める行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容および数ならびに当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権に係る本社債券とともに本項第(4)号に定める行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

登録をした本社債に係る本新株予約権を行使する場合は、本号 の行使請求書に行使しようとする本新株予約権を表示し、当該行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第32項に定める登録機関を経由して、これを行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権を行使する本新株予約権の新株予約権者は、行使請求取次場所に行使に要する書類を提出して、本号 および に定める手続の取次を依頼することができる。

行使請求受付場所または行使請求取次場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(21) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(22) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る新株予約権者に対しすみやかに株券を発行し、または交付する。ただし、単元未満株については、定款の定めに従い株券を発行しない。

(23) 当社が当社普通株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会または種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定めを廃止または変更する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社および社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

(24) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第14項第(3)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号 乃至 の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債の社債部分に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定め、本項第(3)号に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(9)号乃至第(16)号の修正または調整に準じた修正または調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額またはその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号ただし書に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日または当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件および承継新株予約権の取得条項

本項第(5)号および第(6)号に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本項第(8)号に準じて決定する。

16. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行したもしくは国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするもの、または会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、同法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき新株予約権を行使したときに新株予約権付社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす旨の決議がなされたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

17. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第16項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

18. 特定資産の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務に対し担保提供を行わず本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨の契約を締結する。

- (2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の 乃至 についても同時に特約を締結する。

留保資産のうえに本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを当社が保証する旨。

当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。

当社は原因の如何にかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面により社債管理者に通知し、その指示に従う旨。

当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

当社は本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。

当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに本社債のために留保資産に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

前 の場合、留保資産のうえに社債管理者が適当と認める担保権を設定できないときは、当社は本社債のために社債管理者が適当と認める他の資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

- (3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債の社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

19. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第16項または第17項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、または、前項により本社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときには、以後、第16項は適用されない。

20. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、第16項または第17項第(1)号の定めるところにより当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときには、本項第(2)号または第(4)号に該当して

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

も期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が第14項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第16項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第15項第(9)号乃至第(17)号、第17項第(2)号、第21項、第22項、第23項、第24項第(2)号または第29項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 本社債の払込期日以降、本社債の未償還残高が存する限り、当社の各事業年度における監査済の損益計算書（財務諸表等規則による。以下同じ。）に示される経常損益が3期連続して損失となった場合、その最終の事業年度（以下「最終事業年度」という。）の末日より4か月を経過したとき。ただし、最終事業年度の経常損失額がその直前期の経常損失額を下回り、かつ、3期間の経常損失累計額が当該連続経常損失発生1期目直前期の末日における監査済の貸借対照表（財務諸表等規則による。）に示される純資産の部の金額の30パーセントを超えない場合には、この限りではない。

本号 ただし書の場合で、最終事業年度に引き続く事業年度における監査済の損益計算書に示される経常損益が損失となり、その事業年度の末日より4か月を経過したとき。
- (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押もしくは仮処分の執行もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、かつ社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適當であると認めたととき。

21．社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書（平成20年3月末日までに終了する事業年度については半期報告書）、臨時報告書または訂正報告書およびそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくその旨を社債管理者に通知する。ただし、社債管理者がそ

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

これらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

22．社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿および新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿および新株予約権原簿にその旨の記載を行い、代表者の記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債発行後、国内で既に発行したもしくは国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨ならびにその債務額および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止もしくは廃止しようとするとき。
 - 資本金の額または準備金の額を減少しようとするとき。
 - 株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社になろうとするとき。
 - 組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。第14項第(3)号または第(4)号に係る事実を公表するとき。

23．繰上償還の場合の通知および公告

- (1) 当社が第14項第(3)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、当社は当該償還期日の少なくとも60日前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理者に通知する。
- (2) 当社が、第14項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(第14項第(4)号 ただし書の場合は90日間の末日)から7日以内にその旨および期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当社が第14項第(5)号の規定により本社債を償還しようとする場合は、第14項第(5)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内に繰上償還しようとする旨その他必要な事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第14項第(3)号乃至(5)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第29項に定める方法によりこれを行う。

24．社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

25．債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

26．社債管理者の辞任

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者のうち残存する者がある場合には、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。

27．社債券の喪失等

- (1) 本社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告のし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り社債券を交付する。
- (2) 本社債券を毀損または汚染したときは、その社債券を提出して代り社債券の交付を請求することができる。ただし、毀損の程度が大きいときまたは真偽の鑑別が困難なときは前号に準ずる。

28．代り社債券の交付の費用

代り社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本社債の登録を抹消し、社債券を交付する場合も同様とする。

29．社債権者に通知する場合の公告

- (1) 本社債に関し本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令または本社債の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

30．社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨ならびに社債権者集会の日時および場所、社債権者集会の目的である事項その他法令により要求される事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債券または本社債に係る社債登録内容証明書を当社または社債管理者に提示したうえで、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本社債の金額の合計額は本社債の総額に算入しない。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

31. 新株予約権の割当日および社債の払込期日（発行日）

平成19年11月1日

32. 登録機関

株式会社三菱東京UFJ銀行

33. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社三菱東京UFJ銀行

本店、東京営業部、名古屋営業部、大阪営業部ならびに札幌、仙台、横浜、静岡、金沢、京都、神戸、岡山、広島、高松および福岡各支店

株式会社三井住友銀行

本店、東京営業部、大阪本店営業部、神戸営業部ならびに札幌、仙台、横浜、新潟、静岡、名古屋、京都、岡山、広島、高松および福岡各支店

日興シティグループ証券株式会社

本店

日興コーディアル証券株式会社

本店および大阪支店

大和証券エスエムピーシー株式会社

本店および大阪支店

大和証券株式会社

本店および大阪支店

三菱UFJ証券株式会社

本店および大阪支店

34. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社

35. 行使請求取次場所

株式会社三菱東京UFJ銀行

本店および国内各支店

株式会社三井住友銀行

本店および国内各支店

日興シティグループ証券株式会社

本店

日興コーディアル証券株式会社

本店および国内各営業部店

大和証券エスエムピーシー株式会社

本店および国内各支店

大和証券株式会社

本店および国内各支店

三菱UFJ証券株式会社

本店および国内各支店

36. 募集の方法 一般募集

37. 引受証券会社 日興シティグループ証券株式会社を主幹事とする引受証券団

38. 申込取扱場所 引受証券会社の本店および国内各支店

39. 取得格付 BBB（株式会社格付投資情報センター）

40. 引受証券会社の対価

引受証券会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本社債の発行価格（募集価格）の総額と引受会社が当社に払い込む金額である本社債の払込金額の総額との差額を引受証券会社の対価とする。

41. 上場申請の有無 有（株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所）

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 42．保管振替機構への同意 平成17年9月2日同意書提出
- 43．その他本社債発行に関する必要事項は、今後の取締役会において決定するほか、当社代表取締役社長がその細目および未決定事項を決定する。
- 44．上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 2,974 百万円については、全額設備資金に充当する予定であります。なお、設備投資計画は、平成 19 年 10 月 3 日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	名古屋工場 愛知県犬山市	自動車部品関連事業	生産設備	729	143	新株予約権付社債発行資金及び自己資金	平成19年 4月	平成21年 3月
	岐阜工場 岐阜県加茂郡 八百津町	自動車部品関連事業	生産設備	6,075	3,716	新株予約権付社債発行資金及び自己資金	平成18年 9月	平成21年 3月
	八百津工場 岐阜県加茂郡 八百津町	自動車部品関連事業	生産設備	435	150	新株予約権付社債発行資金及び自己資金	平成19年 4月	平成21年 3月
	岡山工場 岡山県倉敷市	自動車部品関連事業	生産設備	575	412	新株予約権付社債発行資金及び自己資金	平成19年 4月	平成21年 3月
(株)九州 イマセン	福岡県 北九州市	自動車部品関連事業	生産設備	370	194	自己資金及び借入金	平成19年 4月	平成21年 3月
イマセン フィリピン マニラ エンジニアリング コーポレーション	フィリピン ラグナ州	自動車部品関連事業	生産設備	140	28	自己資金及び借入金	平成19年 1月	平成19年 12月
イマセン ビューサイ テクノロジー インク	米 国 オハイオ州	自動車部品関連事業	生産設備	430	303	自己資金及び借入金	平成19年 1月	平成19年 12月
広州今仙電機 有限公司	中国広東省	自動車部品関連事業	生産設備	1,570	316	自己資金及び借入金	平成19年 1月	平成19年 12月
イマセン マニラ エンジニアリング (タイ ランド) カンパニー リミテッド	タ イ アユタヤ県	自動車部品関連事業	生産設備	460	208	自己資金及び借入金	平成19年 1月	平成19年 12月
イマセン インド(仮称)	インド ラジャスタン州	自動車部品関連事業	土地 建物 生産設備	500		自己資金及び借入金	平成19年 10月	平成21年 12月

- (注) 1 生産能力については、同一品目でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため表示が困難であるので記載していません。
2 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

設備資金につきましては、主に主力製品であるシートアジャスタの増産及び新製品対応設備導入により、収益拡大に寄与するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えての企業体質強化のバランスを考慮しつつ、安定的な配当を業績に応じて継続的に行うことを配当の基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社の剰余金の配当は、上記基本方針に基づき中間配当及び期末配当の年2回を基本とし取締役会にて決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、企業体質の一層の充実及び長期的な事業展開を維持していくための設備投資や研究開発投資に充当し、将来にわたり株主の皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

項目	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益(連結)	2.23円	58.87円	122.61円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	11.00円 (5.00円)	12.00円 (6.00円)	14.00円 (7.00円)
実績配当性向(連結)	493.3%	20.4%	11.4%
株主資本当期純利益率(連結)	0.2%	5.2%	9.6%
株主資本配当率(連結)	1.0%	1.0%	1.1%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

平成17年10月(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

発行日 平成17年10月3日

発行総額 30億円

転換価額 880円

転換率 86.3%(平成19年9月30日現在)

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始値	840円	915円	1,124円	1,225円
高値	1,085円	1,142円	1,380円	2,280円
安値	640円	776円	1,060円	1,087円
終値	900円	1,099円	1,204円	1,920円
株価収益率(連結)	403.6倍	18.7倍	9.8倍	-倍

(注) 1. 平成20年3月期の株価については、平成19年10月2日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。

4. その他

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。